

滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金貸与要綱細則

令和5年3月30日 制定

(趣 旨)

第1条 この細則は、滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金貸与要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事の指定する期日までに、滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 在学する大学の学長が発行する証明書（別記様式第3号）
- (3) 履歴書（別記様式第4号）
- (4) 口座振込依頼書（別記様式第5号）
- (5) 申請者の住民票記載事項証明書
- (6) 次条第1項に規定する連帯保証人の住民票記載事項証明書
- (7) 次条第1項に規定する連帯保証人の印鑑登録証明書
- (8) その他知事が必要を認めるもの

(連帯保証人)

第3条 申請者は、1人の連帯保証人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 3 連帯保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
- 4 奨学生または奨学生であった者は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

(貸与の決定)

第4条 知事は、第2条に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、奨学金を貸与することが適当であると認めるときは貸与を決定し、その旨を滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金貸与決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知する。

(借用証書の提出)

第5条 前条の規定により奨学金の貸与の決定を受けた者は、毎年度、奨学金借用証書（別記様式第7号。以下「借用証書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、奨学金の貸与の決定を受けた者が前項の規定による借用証書を提出しないときは、貸与の決定を取り消すことができる。

(貸与の方法)

第6条 知事は、前条の規定により借用証書を提出した者に対し、同条の借用証書に係る奨学金を知事の指定する日に交付するものとする。

(届出)

第7条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金異動届（別記様式第8号。以下「奨学金異動届」という。）に当該各号（第3号から第6号を除く。）のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名または住所を変更したとき。
- (2) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (3) 大学を退学したとき。
- (4) 大学から停学の処分を受けたとき。
- (5) 大学を休学、留学、復学または留年したとき。
- (6) 大学を卒業したとき。
- (7) 看護職員の免許を取得したとき。
- (8) 連帯保証人の氏名、住所、その他重要事項に変更があったとき。
- (9) 新たに連帯保証人を立てたとき。

2 奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに奨学金異動届に当該各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に届け出なければならない。

- (1) 前項第1号、第8号または第9号に該当するとき。
- (2) 大学を卒業した日から1年6月を経過する日までに看護職員の免許を取得したとき。
- (3) 業務に従事する施設または職種を変更したとき。
- (4) 看護職員の業務に従事しなくなったとき。

3 要綱第8条第2号または第3号の規定により奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けている者は、毎年度、知事の指定する期日までに、奨学金現況届（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

4 連帯保証人は、奨学生または奨学生であった者が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除)

第8条 知事は、要綱第5条の規定により奨学金の貸与契約を解除したときは、滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金貸与契約解除通知書（別記様式第11号）により奨

学生および連帯保証人に通知する。

(返 還)

第 9 条 知事は、要綱第 7 条の規定により、奨学金を返還しなければならない者または連帯保証人が、正当な理由なく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、第 5 条第 1 項の規定により提出された借用証書に記載された返還の方法および期間にかかわらず、これらの者に対して、直ちに奨学金の返還の債務の全部を一括して履行するよう請求することができる。

2 第 5 条第 1 項の規定により借用証書を提出した者が返還の方法を変更しようとするときは、滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金返還方法変更願（別記様式第 12 号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

3 奨学金の返還および要綱第 10 条による延滞利子の納付は、知事の発行する納入通知書によるものとする。

4 連帯保証人の 1 人に対する返還債務の履行の請求は、奨学金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずる。

(返還猶予の申請)

第 10 条 要綱第 8 条の規定により奨学金返還の債務の履行の猶予（以下「奨学金返還猶予」という。）を受けようとする者は、滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金返還猶予申請書（別記様式第 13 号）に同条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 要綱第 8 条第 4 号の規定による求職の届出は、第 7 条第 2 項に規定する奨学金異動届に求職する旨を記載し、同項第 4 号に該当する事実を証明する書類を添えて行わなければならない。

(返還猶予の決定)

第 11 条 知事は、奨学金返還猶予を決定したときは滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金返還猶予決定通知書（別記様式第 14 号）により、返還の猶予をしない旨の決定をしたときは滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金返還猶予不承認通知書（別記様式第 15 号）により、前条の申請者に通知する。

(返還猶予の期間)

第 12 条 要綱第 8 条第 6 号（疾病または負傷により業務に従事できない場合に限る。）の規定により奨学金返還猶予をする期間は、通算して 5 年を超えないものとする。

(返還免除の申請)

第 13 条 要綱第 9 条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、滋賀県地

域医療を担う看護職員養成奨学金返還免除申請書（別記様式第 16 号）に、同条に該当する事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（返還免除の決定）

第 14 条 知事は、奨学金返還の免除を決定したときは滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金返還免除決定通知書（別記様式第 17 号）により、返還の免除をしない旨の決定をしたときは滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金返還免除不承認通知書（別記様式第 18 号）により前条の申請者および連帯保証人に通知する。

（業務に従事した期間の算定）

第 15 条 要綱第 9 条の業務に従事した期間の算定は、次に掲げるところによる。

- （1）業務に従事した期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月までの月数によるものとする。ただし、これらの月において業務に従事した日数が 15 日未満であるときは、これらの月は業務に従事した期間に算入しない。
- （2）1 週間当たりの業務に従事した時間が 30 時間以上（生計を一にする小学校就学の始期に達するまでの子のある者にあつては、20 時間以上）であること。

（学業成績書等の提出）

第 16 条 知事は、奨学金の貸与につき必要があると認めた場合は、奨学生に対し学業成績書および健康診断書等の提出を求めることがある。

（電子情報処理組織による申請等）

第 17 条 申請者、奨学生または奨学生であった者は、第 2 条の規定に基づく貸与の申請、第 7 条の規定に基づく届出、第 10 条の規定に基づく返還猶予の申請または第 13 条の規定に基づく返還免除の申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度以降の年度が奨学金の貸与の初年度となる者に適用する。